

帝塚山経済・経営論集

本会が発行してきた「帝塚山学術論集」は、第26巻より当「帝塚山経済・経営論集」後半に合併して出版された。第21号まで続いた「帝塚山学術論集」は、諸般の事情で一旦この号を以って最終号とするのやむなきに至ったからである。しかし「帝塚山論集」の趣旨と目的は「帝塚山経済・経営論集」において継続されることをここに記す。

本誌は帝塚山大学経済・経営学会の紀要として年1回、邦文ならびに欧文の論稿によって刊行されるものであり、本学会員および一般の読者に頒布される。

本誌の編集は、帝塚山大学経済・経営学会によって選ばれた編集委員若干名により行われる。編集委員は寄稿された研究成果を選定し、研究論文・資料・翻訳等に類別して編集を行う。

帝塚山大学経済経営学部専任教員は、その研究成果を本誌に寄稿することができる。なお、この他、専任教員の推薦ある者も寄稿することができる。

帝塚山大学経済・経営学会会則

第1条 本会は帝塚山大学経済・経営学会と称する。

第2条 本会の目的はその会員に対し研究発表の機会を提供することにある。

第3条 本会は下記の会員をもって組織する。

- 1 普通会員（経済経営学部教員）
- 2 名誉会員（特に、会長及び評議員（以下「評議員会」という）によって承認された者）
- 3 賛助会員（本会の事業を賛助し、評議員会によって入会を認められた者）

第4条 本会は下記の事業を行う。

- 1 「帝塚山経済・経営論集」（「帝塚山学術論集」篇を含む）の発行は年1回とし、原稿はすべて電子化して、帝塚山大学の機関リポジトリを通して公開する。
- 2 その他、評議員会で適当と認めた事業

第5条 帝塚山大学の機関リポジトリで公開された論文の著作権は、帝塚山大学経済・経営学会に帰属する。

ただし、投稿者は著作権が帝塚山大学経済・経営学会に帰属する論文を自ら利用することができる。

第6条 本会に下記の役員を置く。役員の任期は原則として2年とする。

- 1 会長（経済経営学部長が務める）
- 2 評議員（経済経営学部の教授会の構成員から選出された2名）
- 3 編集委員（評議員中より若干名互選する）

第7条 本会の運営はすべて、評議員会の発議により普通会员の協議によって行うこととする。

第8条 本会則の変更は、評議員会の発議により、普通会员の決議にもとづいて行う。

付 則：本会則は平成10年4月1日から改正施行する。

本会則は平成14年4月1日から改正施行する。

本会則は平成24年4月1日から改正施行する。

本会則は平成26年4月1日から改正施行する。

本会則は平成27年12月16日から改正施行する。

本会則は平成30年4月1日から改正施行する。

本会則は平成31年4月1日から改正施行する。

本会則は令和2年4月1日から改正施行する。

会 長 熊谷 礼子（令和2年4月1日より令和3年3月31日まで任期）

評議員（編集委員）寺地 祐介、薄井 健